

労働基準法で定める賃金台帳の記載事項

1	氏名
2	性別
3	賃金の計算期間
4	労働日数
5	労働時間数
6	時間外労働、休日労働、深夜労働の各時間数
7	基本給や手当の種類とそれぞれの額
8	賃金の控除項目とそれぞれの額

労働基準法第108条、同法施行規則第54条の定めによる